

(公社)岡山県医師会長 }  
(一社)岡山県病院協会会長 } 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課長

病院等における重度訪問介護の提供に係る取扱い等について

平素から、本県の障害者施策の推進につきましては、格別の御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、障害者総合支援法の改正に伴い、平成30年4月から、重度訪問介護（障害福祉サービス）を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できるようになりました。

病院等での重度訪問介護の利用については、平成28年6月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」に示されているところです。

病院等に入院又は入所中は、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることから、重度訪問介護により提供される支援については利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としています。

意思疎通の支援には、重度訪問介護従業者が利用者の障害特性を踏まえた介護方法を病院等の職員へ伝えることの他に、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるために病院等の職員と一緒に直接支援を行うことや、意思疎通に対応するための見守りも想定されております。

病院等に入院又は入所中の利用者への重度訪問介護の提供にあたっては、具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整する必要があるため、当該調整等につきまして御理解、御協力をお願い申し上げます。

なお、岡山県のホームページ「医療安全情報」に掲載しております旨、申し添えます。

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/701659.html>

<添付書類>

- ・重度訪問介護の訪問先の拡大
- ・重度訪問介護の概要
- ・「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日厚生労働省通知）

(お問い合わせ先)

〒700-8570岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス班

TEL 086-226-7345